

2 空き地の草刈や清掃は行っていますか?

空き地は、定期的に草刈りや清掃をせずに放っておくと、雑草が伸びすぎて荒地になり、ハブやハチ、その他害虫の発生原因になります。また、ゴミの不法投棄場所になる可能性もあります。空き地の所有者は定期的に土地を見回り、草刈りや清掃を行いましょう。



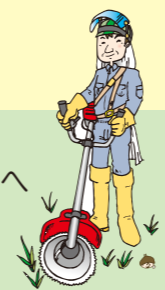
空き地の所有者(または管理者)の「管理義務」について以下のことを行うように定められています。【宜野湾市生活環境保全条例】

- 繁茂した雑草や枯れ草、投棄された廃棄物の除去
- 不法投棄を防止する措置を講ずること。
- 空き地の近隣住民の生活環境を害さないよう適正に管理すること。
所有者のみなさまのご協力をお願いします。



注意!

- ※薬剤散布等を行う場合は近隣住民に相談するようにしてください。
- ※野焼きは禁止です。草刈り後は草木ごみの日に出すようにしてください。草木ごみ回収は毎月第1・3水曜日です。詳しくは、ゴミ出しパンフレットをご覧ください。



空き地に関する苦情件数

平成 24 年度・・・34 件
平成 23 年度・・・60 件

ご自分で草刈り等ができない場合は
(社) 宜野湾市シルバー人材センターへ
ご相談ください。(※有料)
問合せ：☎893-6828

3 犬の飼い方教室を開催しました



12月1日(土)に宜野湾市産業まつり会場内で「犬の飼い方教室」を開催しました。

「公益社団法人日本愛玩動物協会」、「東江愛犬警察犬訓練所」より講師を招き、犬を飼うにあたっての心構えや基本的な犬の飼い方やしつけ方法を教えていただきました。

また、訓練犬によるデモンストレーションを通して犬の能力の高さ、犬とのふれあいや生態等啓発パネル展を通して子供達に命の大切さを学んでもらうことができました。

愛犬の気持ちを理解するためには正しい知識を学ぶことが大切です。

犬の飼い方に疑問・相談のある方は来年度も開催予定ですのでぜひご参加ください。



デモンストレーション



しつけ相談の様子



犬とのふれあい

命の大切さを学びました。

飼い犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射は義務です!

問合せ：環境対策課 環境指導係 ☎893-4411 (内線451・456・457)

環境対策課より5つのお知らせです

環境指導係より

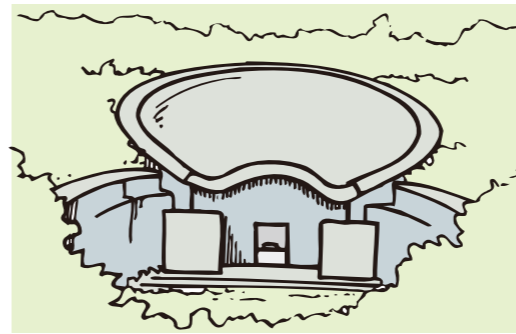
- ①なくそう、違法墓地
- ②空き地の草刈や清掃は行っていますか?
- ③犬の飼い方教室を開催しました!

清掃指導係より

- ④家電は正しくリサイクル!
- ⑤ごみに関する情報・お願い

1

なくそう、違法墓地
～住みよくなりますぐりを目指して～



無許可で個人の墓を建てては
いませんか?
墓地に関する法律では、原則
として家族・親族などによる個
人での墓の経営(建設・管理)は
禁止されています。しかし、沖縄
県では墓を個人で所有し、管理
する風習があるため、個人での
墓の経営(設置・管理)を容認し
てきました。その結果、法律や
規則が周知徹底されず、無許可
の墓が多く点在する市街地の環
境が生み出されてきました。

まちづくり計画の遅れ



県内では、個人のお墓がい
たるところに建てられているた
め、公園や道路の建設の際に
個人の墓の移動が必要になる
ことが他県に比べて多くなっ
ています。所有者が不明な墓な
どの移動がスムーズに
いかない場合はまちづ
くり計画の遅れにつな
がります。

住環境の悪化



無許可墓地が
もたらす問題

住宅地の近くにお墓がある
ために、墓参りに来る車の迷惑
駐車や雑草が茂ったり、ハブや
害虫が発生する原因となってい
ると近隣住民から苦
情の声が寄せられてい
ます。

注意!!

墓地を建てるには
市の許可が必要です

個人で墓地を設置する方(建
替等含む)は必要書類をそろえ
て、環境対策課環境指導係まで
申請してください。許可が出るま
では約3週間程度必要になり
ます。(書類審査、現地調査等
を行います)

また、墓地の設置可能な場所
なのか等、事前に担当まで問い合
わせをして手続きを進めてくだ
さい。後のトラブルを避けるため
にも事前の確認はとも重要で
す。申請用紙等はホームページか
らダウンロードできます。

墓の建設を代行する 事業者の皆様へ

墓の建設を希望する市民へ許可
が必要であることをお伝えくだ
さい。許可申請を含めて代行する場
合は環境対策課と事前に十分な
協議をしてください。無許可の墓
地建設は法律違反です。必ず、許
可申請手続きを行ってください。

宜野湾市墓地基本計画を策定します

このような問題を解決するために、宜野湾市では墓地基本計画の策定を進めています。
(平成25年3月策定予定)

計画では、墓地立地の規制や誘導、墓地需要への対応などの基本的な指針を定めます。

墓地基本計画書(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)を行います!!

2月中旬より市ホームページにて意見を募集します。

市民の皆様のご意見をお聞かせください。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

